

労働者派遣事業に関する弊社 人材派遣室 におけるマージン率等について

2012年10月1日施行の改正労働者派遣法に伴う事業所ごとのマージン率等に関して、毎事業年度終了後の労働者派遣事業報告による数値に基づき、下記のとおりと致します。  
なお、マージン率は、次の計算式で算出したものです。

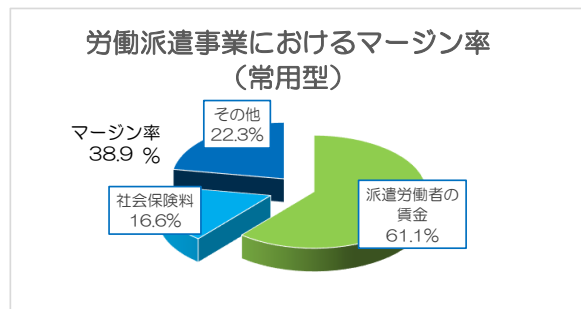
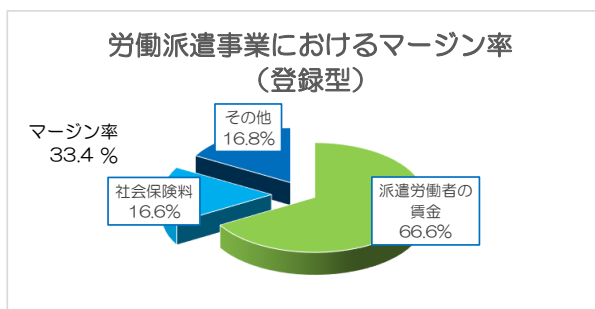
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※ 小数点2位以下を四捨五入

記

	登録型	常用型
2023年6月1日付け派遣労働者数	340名	15名
2022年度派遣先事業所数	159社	5社
2022年度労働者派遣料金の平均（8時間 全業務）	24,528円	27,175円
2022年度派遣労働者賃金の平均8時間 全業務）	16,172円	16,607円
マージン率	下記の円グラフを参照	
教育訓練に関する事項	OA機器操作訓練、ビジネスマナー研修他	

※ 2022年度の平均数値または実数



- ◆ スタッフ賃金には、有給休暇取得時の賃金も含まれています。
- ◆ 上記マージン率の中には、社会保険料の会社負担割合（16.6%）、その他（教育研修費用、健康診断費用、福利厚生費用、求人募集・採用費用、事務所賃料等）、事業運営に必要不可欠な費用も含まれています。

■ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

対象となる派遣労働者：雇入時・派遣中      訓練方法：OFF-JT  
 訓練費用負担額：無償      賃金支給：有給  
 【キャリア・コンサルティング相談窓口、連絡先】  
 相談窓口：HS営業部      メールアドレス：career-consulting@haken-toyota-ep.com

■ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している

・ 協定労働者の範囲  
 （開発技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、経理・金融等の職業、美術家、Webデザイナー等、その他専門的職業、一般事務の職業、会計事務の職業、営業・販売関連事務の職業、事務用品操作の職業、商品販売の職業、介護サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビルの管理、その他の保安職業、製品製造・加工処理、機械整備・修理の職業、生産関連・生産類似、その他の輸送の職業、運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他運搬等の職業）

・ 労使協定の有効期間の終期：2024年3月31日

労働者派遣事業に関する弊社 東京支店 におけるマージン率等について

2012年10月1日施行の改正労働者派遣法に伴う事業所ごとのマージン率等に関して、毎事業年度終了後の労働者派遣事業報告による数値に基づき、下記のとおりと致します。  
なお、マージン率は、次の計算式で算出したものです。

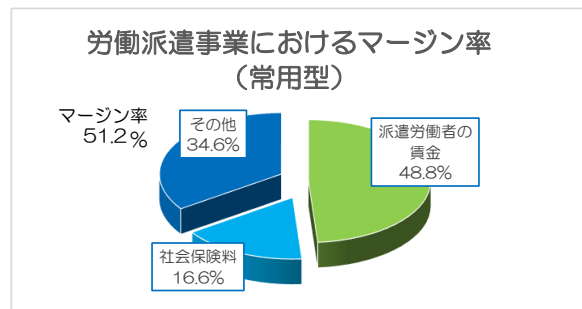
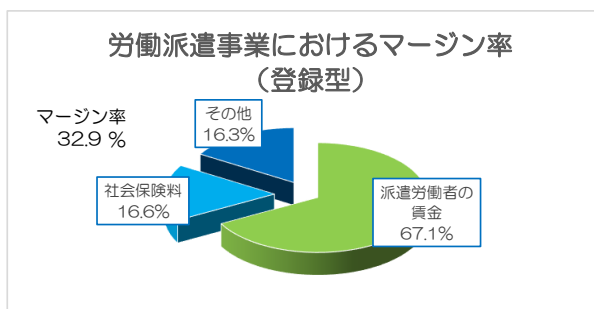
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※ 小数点2位以下を四捨五入

記

	登録型	常用型
2023年6月1日付け派遣労働者数	60名	2名
2022年度派遣先事業所数	39社	2社
2022年度労働者派遣料金の平均（8時間 全業務）	25,272円	31,288円
2022年度派遣労働者賃金の平均8時間 全業務）	16,957円	15,268円
マージン率	下記の円グラフを参照	
教育訓練に関する事項	OA機器操作訓練、ビジネスマナー研修他	

※ 2022年度の平均数値または実数



- ◆ スタッフ賃金には、有給休暇取得時の賃金も含まれています。
- ◆ 上記マージン率の中には、社会保険料の会社負担割合（16.6%）、その他（教育研修費用、健康診断費用、福利厚生費用、求人募集・採用費用、事務所賃料等）、事業運営に必要不可欠な費用も含まれています。

■ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

対象となる派遣労働者：雇入時・派遣中      訓練方法：OFF-JT  
 訓練費用負担額：無償      賃金支給：有給  
 【キャリア・コンサルティング相談窓口、連絡先】  
 相談窓口：HS営業部      メールアドレス：career-consulting@haken-toyota-ep.com

■ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない  
 労使協定を締結している

・ 協定労働者の範囲  
 （開発技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、経理・金融等の職業、美術家、Webデザイナー等、その他専門的職業、一般事務の職業、会計事務の職業、営業・販売関連事務の職業、事務用品操作の職業、商品販売の職業、介護サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビルの管理、その他の保安職業、製品製造・加工処理、機械整備・修理の職業、生産関連・生産類似、その他の輸送の職業、運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他運搬等の職業）

・ 労使協定の有効期間の終期：2024年3月31日

## 労働者派遣事業に関する弊社 富士総合事業所 におけるマージン率等について

2012年10月1日施行の改正労働者派遣法に伴う事業所ごとのマージン率等に関して、毎事業年度終了後の労働者派遣事業報告による数値に基づき、下記のとおりと致します。

なお、マージン率は、次の計算式で算出したものです。

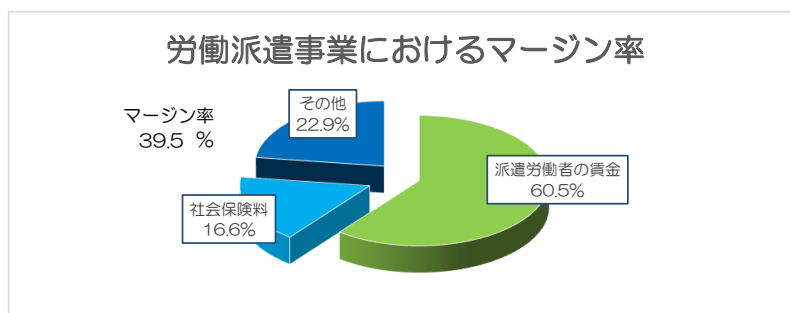
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※ 小数点2位以下を四捨五入

記

2023年6月1日付け派遣労働者数	54名
2022年度派遣先事業所数	11社
2022年度労働者派遣料金の平均（8時間 全業務）	25,379円
2022年度派遣労働者賃金の平均8時間 全業務）	15,360円
マージン率	下記の円グラフを参照
教育訓練に関する事項	就業前研修、安全衛生教育、PC研修

※ 2022年度の平均数値または実数



- ◆ スタッフ賃金には、有給休暇取得時の賃金も含まれています。
- ◆ 上記マージン率の中には、社会保険料の会社負担割合（16.6%）、その他（教育研修費用、健康診断費用、福利厚生費用、求人募集・採用費用、事務所賃料等）、事業運営に必要不可欠な費用も含まれています。

#### ■ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

対象となる派遣労働者：雇入時・派遣中 訓練方法：OFF-JT

訓練費用負担額：無償 賃金支給：有給

【キャリア・コンサルティング相談窓口、連絡先】

相談窓口：HS営業部

メールアドレス：career-consulting@haken-toyota-ep.com

#### ■ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している

##### ・ 協定労働者の範囲

（開発技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、経理・金融等の職業、美術家、Webデザイナー等、その他専門的職業、一般事務の職業、会計事務の職業、営業・販売関連事務の職業、事務用品操作の職業、商品販売の職業、介護サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビルの管理、その他の保安職業、製品製造・加工処理、機械整備・修理の職業、生産関連・生産類似、その他の輸送の職業、運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他運搬等の職業）

・ 労使協定の有効期間の終期：2024年3月31日

以 上

## 労働者派遣事業に関する弊社 豊田技術事業部 におけるマージン率等について

2012年10月1日施行の改正労働者派遣法に伴う事業所ごとのマージン率等に関して、毎事業年度終了後の労働者派遣事業報告による数値に基づき、下記のとおりと致します。  
なお、マージン率は、次の計算式で算出したものです。

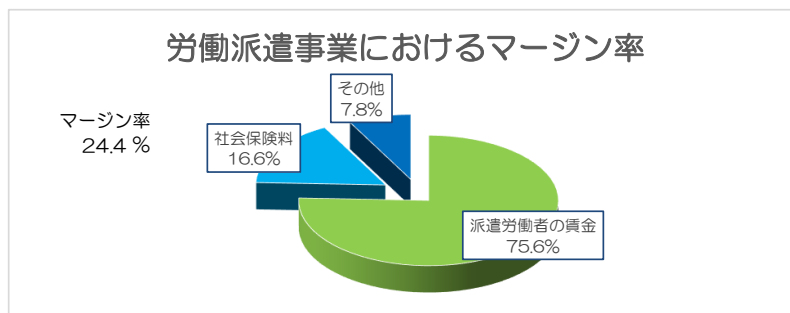
$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※ 小数点2位以下を四捨五入

記

2023年6月1日付け派遣労働者数	113名
2022年度派遣先事業所数	12社
2022年度労働者派遣料金の平均（8時間 全業務）	26,712円
2022年度派遣労働者賃金の平均8時間 全業務）	20,193円
マージン率	下記の円グラフを参照
教育訓練に関する事項	就業前研修、維持・向上研修

※ 2022年度の平均数値または実数



- ◆ スタッフ賃金には、有給休暇取得時の賃金も含まれています。
- ◆ 上記マージン率の中には、社会保険料の会社負担割合（16.6%）、その他（教育研修費用、健康診断費用、福利厚生費用、求人募集・採用費用、事務所賃料等）、事業運営に必要不可欠な費用も含まれています。

## ■ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

対象となる派遣労働者：雇入時・派遣中 訓練方法：OFF-JT

訓練費用負担額：無償 賃金支給：有給

【キャリア・コンサルティング相談窓口、連絡先】

相談窓口：HS営業部

メールアドレス：career-consulting@haken-toyota-ep.com

## ■ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

 労使協定を締結していない 労使協定を締結している

## ・ 協定労働者の範囲

（開発技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、経理・金融等の職業、美術家、Webデザイナー等、その他専門的職業、一般事務の職業、会計事務の職業、営業・販売関連事務の職業、事務用品操作の職業、商品販売の職業、介護サービスの職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、居住施設・ビルの管理、その他の保安職業、製品製造・加工処理、機械整備・修理の職業、生産関連・生産類似、その他の輸送の職業、運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他運搬等の職業）

・ 労使協定の有効期間の終期：2024年3月31日

以 上